

産業建設委員会会議録

1 日 時 令和7年12月19日（金曜日）
開会 午後 1時45分
閉会 午後 2時19分

2 場 所 第1委員会室

3 出席又は欠席した委員の氏名

(出 席)	委員長 加 藤 保 博	副委員長 太 田 善 介
	委 員 大 月 真 一	委 員 溝 手 宣 良
	委 員 三 宅 啓 介	委 員 深 見 昌 宏
	委 員 津 神 謙太郎	
(欠 席)	なし	
(その他出席者)	なし	

4 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

議会事務局長	小 原 純	同主幹	関 藤 克 城
同主幹	岩 佐 知 美		

5 説明のため出席した者の職氏名

副市長	中 島 邦 夫		
総合政策部長	入 野 史 也	総務部長	内 田 和 弘
産業部長	西 川 茂	農林課長	中 山 知 輝

6 付議事件及びその結果 別紙のとおり

7 議事経過の概要 別紙のとおり

8 その他必要な事項 別紙のとおり

産業建設委員会審査報告書

令和7年12月19日

総社市議會議長 三宅 啓介 様

産業建設委員会
委員長 加藤 保博

本委員会に付託された案件について審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告する。

記

付議事件及びその結果

議案番号	名 称	結 果
議案第98号	補助金支出の追認について	原案を可決すべきである

開会 午後1時45分

○加藤保博委員長 ただいまから産業建設委員会を開会いたします。

本日の出席は7名全員であります。

これより、先ほどの本会議において付託されました案件の審査を行います。

議案第98号 補助金支出の追認についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

農林課長。

○中山知輝農林課長 議案第98号 補助金支出の追認についてにつきまして御説明のほうをさせていただきます。

令和3年度及び令和4年度のそうじやのお米支援補助金につきまして、一般財団法人そうじや地食べ公社代表理事片岡聰一から提出のあった交付申請に対し、総社市長片岡聰一が交付決定をした補助金の支出につきましては民法第108条の規定が類推適用されることから、同一の代理人となり双方代理となります。この双方代理を解消する方法として、少なくとも補助金交付決定は総社市長の名をもって行うのではなく、市長の権限に属する事務の一部を副市長に委任する規則によりまして、委任を受けた副市長等の名をもって行うべきでございました。令和5年度からは、補助金交付決定は副市長名で行っておりましたが、補助金担当事務の認識不足等から令和3年度から令和4年度において総社市長の名をもって補助金交付決定が行われるという過誤が認められたものでございます。令和3年度から令和4年度の補助金交付の有効性につきましてですが、片岡市長は平成25年度から同公社の代表理事に就任しており、そのことは総社市及び総社市議会において公知の事実であり、双方代理人については民法第108条第1項の規定によるあらかじめの許諾があったものとの判断も可能であるとの認識でございました。しかしながら、今回双方代理と類推適用される状態を法律上、明確に解消させるため、民法第116条の規定により市議会に追認を求めるものでございます。

以上でございます。

○加藤保博委員長 では、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

溝手委員。

○溝手宣良委員 すみません、先ほどの本会議において萱野議員から質疑が出されて、その質疑の内容にしろ、答弁にしろ、いまいち理解が追いついていないところが正直ございますので、先ほどの質疑の通告の9項目についてもう一度、9項目じゃなくてもいいんですけど、明確ではないところ、私も聞きょうてもなかなか明確になるほどねってすとんと落ちなかつたので、できればもう一度説明をしていただけたら非常に助かるんですけどと思いまして、可能ですかね。

○加藤保博委員長 溝手委員に申し上げますが、明確でないところを……。

○溝手宣良委員（続） 明確にしてから。

○加藤保博委員長 御本人の中で、9項目が全て分からなかつたというのはちょっと不自然でありますので、御自分の中でここがはつきりしなかつたというところを絞っていただきたいと思いますが。

○溝手宣良委員（続） はい、分かりました。

では、1番の追認の議案がなぜ今出るのかについて、御答弁が提言を受けてそうじや地食べ公社との透明性を図るためという答弁だったと思うんですが、ではこれは提言を受けなければ出てなかつたというふうな理解になろうかと思うんですけど、それでよいのかどうか。

3番の無権代理行為を認めているのか否かというところで、明確な答弁ではなかつたと思ったんです。こういう状況だから追認を出したんだというような答弁だったので、できれば認めていたのか認めていなかつたのかをお答えいただければ助かります。

それから、4番目のときにだつたか、法律等の知識が不足していたというようなお言葉もあつたと思ったんですが、それは結局どこの部署が知識が不足していたのか、全ての部署が不足していたのかといったところをちょっとお答えいただければ助かります。

それから、補助金の積算根拠はどうだつたかという問い合わせに対して、そうじや地食べ公社の決算見込みが甘かつたというような御答弁があつたと思ったんですが、ということは申請を受けた側とすればそうじや地食べ公社からの請求は100%何の疑いもなく、丸ごと認めるんだというような形だつたのか、こちらで何の審査もしなかつたのかどうか。

と、補助金創設の経緯と原因究明はどうだつたかの答弁が、僕はさっぱり分からなかつたんです。

それと、補助金の効果についてだつたんだと思うんですが、検証が最終的には難しいといったようなお言葉もあつたと思うんですが、これはそうじやのお米支援補助金に対する検証なんですかね。それとも、そもそもこの補助金というものの自体がそうじや地食べ公社全体の経営に関する補助金だというような話だつたんじゃないかなという気もしたので、であればそれぞれの事業に対する検証とかはできないといけないのかなというふうに思うので、そのあたりをお知らせいただければ助かります。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 本会議場での質疑の確認というところでの御質問でございますが、まず1点目の追認の議案がなぜ今出るのかについてでございますけれども、こちらにつきましては議会からの提言が11月18日になされまして、そちらについて重く受け止めさせていただきまして、その上で手続のタイミング等、総合的に勘案した中での上程となつたということでございます。

続きまして、無権代理行為を認めているのかにつきましては、あらかじめの許諾というところがひとつ論点になるというところでございまして、先ほど公知の事実というようなことを申し上げましたが、その部分をさらに明確にしておくというところで今回議案として上程をさせていただきまして、議会の皆様にもしっかりと追認をしていただくということでございます。

続きまして、④の法律知識が十分でなかったというところでございますが、こちらにつきましては担当課において双方代理等についての知識が十分ではなかったということでもありますし、書類につきましては決裁になるまでの間のチェック体制というところも十分ではなかったというふうなところでございます。

続きまして、7番目の補助金の積算根拠、そうじや地食べ公社の決算見込みが甘かったというところをおっしゃられたかと思いますけれども、令和3年度の補助金の決算額というところでございますが、令和3年度にこの補助金を創出いたしまして、初年度だったということもありまして、実際の結果と補助金額に乖離を生じたというところでございます。

続きまして、8番目、創設の経緯と原因究明はというところでございますが、こちらのほうは部長のほうが質疑の中で、これまで議員の皆様にいろいろ御審議いただいた、本委員会の御審議であるとか議会からの監査請求等を踏まえて御議論いただいたというところで、その上で提言をいただいておりますので、それにつきまして真摯に受け止め、改善に取り組んでいくというものでございます。

続きまして、9番目ですけれども、こちらにつきましてそうじや地食べ公社は様々な取組をしておりまして、実際におっしゃられたように各事業の費目で会計上は分けてはおりますけど、複数の職員がそれぞれの業務に携わっているというような状況もございますので、そういう意味で全体としての効果として申し上げたというものでございます。

以上でございます。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 ということで、1番については改めて議会の提言がなければ追認は出さなかったということですよね。そういう答弁だったかというふうに私は理解したんですけど、間違ってなかったらそれで。

あと、無権代理行為を認めているのかという質問に対して、あらかじめの許諾があった、公知の事実であったというところをおっしゃったんですが、次に法律上の知識が不足していたんですよね。うん。なんかそこは矛盾してませんか。非常に法律に詳しいからあらかじめの許諾があった、公知の事実であったから双方代理には当たらないというふうなことになつとったのが、結局は双方代理は違法だったと知らなかつたということですか。その辺が分かりにくかつたので、もう一度お願ひいたします。

と、そうじや地食べ公社の決算見込みが甘かったことについては、要は市に責任は一切ないという認識でよろしいですか。

それと、効果の検証は結局していません、ということでよろしいですか。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 まず、1番についてですけれども、これまでの考え方ですと公知の事実に基づいて予算の議決であつたり、決算の認定をいただいておるというところで、あらかじめ許諾があ

ったものということもできるということで、追認の議案までは想えていなかったというところでございますので、議会からの提言を受けて、それを重く受け止めた上で今回の議案の提出になったということでございます。

続いて、法律に詳しかったのか詳しくなかったのかというところでございますが、そもそも双方代理をきちんとそのときに職員が認識しておれば、当然いずれの申請と決定が市長になっているということに気づいておれたわけでございますけれども、そこについて知識がなかったこともあって、市長、市長の名前の状態で交付決定を行ったことによって、双方代理の状態が生じたというものでございます。そこにつきましては、法律知識であるとかチェック体制も含め、今後そういうことがないように取り組ませていただきたいというふうに思っておるところでございます。

あと、原因究明につきましては、産業部長のほうも議場で申し上げさせていただきましたが、様々な調査において、こちらとしては誠心誠意お答えのほうをさせていただいたところでございますので、その上での結果として御提言等を受け止めさせていただいておるというものでございます。

あと、効果についてですけれども、こちらについては様々な地域農業を取り巻く中でどうじや地食べ公社として学校給食への野菜の提供であるとか、特産品の生産、あと代行事業等、地域の皆様に愛される活動、また必要とされる組織となっておりますので、そういう意味では地域農業の発展に貢献できているというふうに、効果はあるというふうに我々としては検証し、考えているところでございます。

以上でございます。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 すみません、積算根拠について、市に責任はないよということの確認をさせていただいたんですが、市に責任はないという認識でよろしいですか。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 すみません、ちょっと確認をさせていただければと思うんですが、どうじや地食べ公社の決算見込みに対して市が拠出した額が少なかったのが、その責任があるかないかという理解でよろしいでしょうか。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 いずれにいたしましても、どうじや地食べ公社の報告、申請を受けて補助金交付をしているわけですよね。要は、理由としてどうじや地食べ公社の決算見込みが甘かったという御答弁だったので、そこについての市の責任はないんですかという意味なので、ものすごく限定した話ではなしに、積算根拠についての責任はないのかという話です。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 そうですね、この補助金自体が1俵当たり単価とふるさと納税のお米の返礼の実績を基に算出するというものになっておりまして、そちらで出てきた数値に基づいて補助金を

支出するというものですございます。基本的にそれで全てというか、そうじや地食べ公社の経営を下支えできるだけの金額が充当できればいいんですが、それこそ令和3年度につきましては当初見込んでいたものと比較して、そうじや地食べ公社の決算自体も3月末であるとか、決算が固まるのが翌年度になってしまいますので、そういうところで差が生じていたというものですございます。

以上です。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 すみません、本来、今回この追認の議案に対する質問の内容としては、かなり今のは突っ込んだ話になっていたので、これは質疑があったので改めてこうやって聞かせていただきましたが、この程度にとどめようと思いますが、結局そうじや地食べ公社のあくまで見込み違いであって市に責任はないんだろうというふうに、それは言及されませんでしたが、そういうふうにしか理解のできない御答弁だったかなというふうには思いました。

また、あと無権代理行為のところで、あらかじめの許諾とかがあってというのがあったので、そこはかなり法律に詳しいからそういう言葉が出てくるんだろうというふうに思うんですが、その後法律の知識が不足していた。ここは、私が腑に落ちなかつたんですけど、令和3年度当時は確かにそうであったが、今振り返ってみるとここにあらかじめの許諾があったんだろうと考えられるというふうに、時間の軸がズれてそういうふうに答弁をされたということで理解をすればよいのでしょうか。

○加藤保博委員長 しばらく休憩します。

休憩 午後2時4分

再開 午後2時5分

○加藤保博委員長 休憩を閉じて会議を開きます。

農林課長。

○中山知輝農林課長 委員、お見込みのとおりで、時間がちょっとずれているということでございます。

○加藤保博委員長 よろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 他に質疑はございませんか。

大月委員。

○大月真一委員 もう一遍、私の考え方の整理としてお伺いするんですけど、要は今回の無権代理行為の追認なんすけれども、先ほどのお話からいいますと議会からの提言があったから、それを求めましたというふうなお話ということは、当時の補助金支出は手続上に法的な問題となるものではなくて、現状でも適法な状況にありますよというふうに捉えをしとんですけども、そういうことでよろしいですかね。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 そこにつきましては、議場でも、また先ほど来申し上げておりますように若干グレーな部分もございますので、このたび明確にさせていただくということで、追認を求めるものでございます。

○加藤保博委員長 大月委員。

○大月真一委員 ですから、要は今言う完璧を求めた手続として今回議会に追認を求めるということなんで、現状でも適法な状況にありますよというふうなお考えを持たれておるということですね。ということで、よろしいんですかね。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 そういう考え方でおりましたが、明確にこの際、させていただくというものでございます。

以上です。

○加藤保博委員長 大月委員。

○大月真一委員 承知しました、分かりました、ありがとうございました。

○加藤保博委員長 他に質疑はありませんか。

深見委員。

○深見昌宏委員 すみません、この議案が補助金支出の追認についてという書き方をされてるんですけど、補助金の令和3年度、令和4年度に限っての話でしようけど、そのときの補助金のよかつた悪かったという話をここでするんではなくして、僕の理解ですよ、双方代理の市長と代表理事の名前が一緒じゃった、これは駄目ですよというのを変えんといけないということで、この議案が出てきたんかなというふうに私は理解してたんですけど、それでよろしいですか。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 現在、この契約が無権代理状態になっておりますので、そこの解消を求めるものということで、委員が御指摘のとおりでございます。

○加藤保博委員長 深見委員。

○深見昌宏委員 それ以外の、ここの題目には補助金支出という題目がありますよね。我々委員会が7月、8月ぐらいからずっとこのことについて委員会を開いてきて、それでこれをまとめたのを議長に提案、提言をしていったという経緯があります。その当時、令和3年度、令和4年度の予算、決算、議会が認めてる中でこれをもう一回、今ここで再検討するということには私の中ではならないと思うんじやけど、先ほどの質疑の中でいろいろ項目を言われてましたけど、言われてることは分からんでもないんですけど、この議案に対して令和3年度、令和4年度の補助金の内容をもう一回精査していくということになるんですか、これは。私は、そうは思ってないんじやけど、この題目が補助金支出の追認ということじゃないですか、それを追認したら全部オーケーですよということになるんか、私がさっき言ったような、副市長の名前に変えにやあいけなんだやつを変えてないから、そこを追認してくださいという単純な議案ではないんですかね、という質問です。

○加藤保博委員長 産業部長。

○西川 茂産業部長 ありがとうございます。当局としましたら、この支出内容については既に御議決をいただいた案件でございますので、双方代理と類推適用される状態を民法上、明確に解消させるための措置を講じるものというふうに認識しているところでございます。

○加藤保博委員長 深見委員。

○深見昌宏委員 分かりました。補助金のお金の話を令和3年度、令和4年度のことについて、ここで今深掘りをする必要はないと私は踏んでるんですけど、そういう認識でよろしいですね。

○加藤保博委員長 産業部長。

○西川 茂産業部長 はい、当局としてはそのように思っております。

○加藤保博委員長 よろしいですか。

(「よろしいです、すみません」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 他に質疑はございませんか。

三宅委員。

○三宅啓介委員 すみません、ちょっとお尋ねします。

令和3年度、令和4年度に双方代理ということで、これを解消しようということで今回出してこられた議案と認識しております、令和5年度以降はこれの手続は形的にはちゃんとしますよということだと思うんですけど、令和3年度、令和4年度ができていなかったのは先ほど单なる事務的なミスというふうに理解をしているんですが、そこが解消されて気づいたというのは職員が替わって気づいたということなんですか、ちょっと教えてもらえますか。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 そうですね、決裁の過程の中で気づいた職員がいて、改めたということでございます。

○加藤保博委員長 三宅委員。

○三宅啓介委員 そうなると、職員の教育という言い方がいいのか悪いのか分かりませんけど、そこが不足していてこういうことになったと思うんですが、じゃあ令和5年度以降はちゃんと形的にはできていたということを踏まえて、先ほどの質疑でも原因究明、対応というようなところの言葉もありましたけど、令和5年度以降はちゃんとできていたというところを、どういうふうに具体的に変えていっているのかというのを、ちょっと分かれば教えてもらえますか。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 今回の令和5年度、令和6年度の件でございますけれども、そういう過ちがあったということで、係内、課内で共有させていただいて、そういうことがないようにということで事務を進めることにさせていただいておるところでございます。

○加藤保博委員長 三宅委員。

○三宅啓介委員 これ農林課だけの話じゃないように思うので、かなり重要な案件だと思います

で、これはぜひ課内だけの共有ではなくて庁内で共有すべき問題だと思いますんで、よろしくお願ひします。

○加藤保博委員長 総務部長。

○内田和弘総務部長 契約事務等、研修について、今後強化していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○加藤保博委員長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 では、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

溝手委員。

○溝手宣良委員 追認を求められているんですけど、私は追認に対しては反対の立場で討論をさせていただきたいというふうに思います。

先ほど市議会全員協議会でもお話があったんですが、総社市とそうじや地食べ公社は当時それぞれ代表が片岡聰一氏、市長、代表理事という同一人物であり、双方代理でした。これは、それぞれそうはいっても別の団体ですので、利益相反関係に明確にあると言えると思います。その状態なんですが、私も恥ずかしながら、本当に恥ずかしながら双方代理という状態にあることが違法であるという認識は持っていました。持っていましたので、当時予算案にしろ決算案にしろ賛成をしたものでございます。でも、今それが違反であるということが明確に認識できた中で、じゃあ今の自分が当時に戻っていった場合を考えますと、その状態で認めることはないだろうというふうに思います。単純明快ですが、それを理由に私は追認をするべきではないというふうに思います。また、いずれにしても予算は執行されておりますので、我々議会がこれで追認を認めなかつたからといって当時執行された予算を返還しなさいというようなものではございません。あくまで予算は執行して済んでおります。なので、これを追認しなくても何ら問題はないというふうに考えます。

以上が私の追認に対しての反対討論でございます。

○加藤保博委員長 その他、賛成討論等ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 では、ないようあります。

これをもって、討論を終結いたします。

御異議がありますので、起立により採決をいたします。

本件は可決すべきであると決することに賛成の委員の起立を求めます。

[起立多数]

○加藤保博委員長 御着席をお願いします。ありがとうございました。

起立多数であります。

よって、本件は可決すべきであると決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

委員会審査報告書の作成並びに委員長報告につきましては、委員長に御一任願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 御異議なしと認めます。

よって、一任と決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これをもちまして、本委員会を閉会いたします。

閉会 午後 2時19分